

飯塚病院 「菜の花会」会則

第1条（名称）

本会は「菜の花会」とする。

第2条（目的）

ストーマ保有者の日常生活から得た体験を聞き、実生活にいかす。

装具等の新製品、参考資料の紹介と情報交換を行う。

医療保険や公費給付等の現状を知る。

術後の長期経過中の健康保持と悩み事の解消、並びに会員相互の親睦を図る。

医療保険や公費給付などの現状を知る。

第3条（事務局）

事務局は飯塚病院ストーマ外来に置く。

第4条（会計）

本会の経費は会費の収入による。会費は年会費 2,400 円とする。

本会会計年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。会計報告は総会において行う。

会計規則は別途定める。

第5条（会員）

本会は、ストーマ保有者で会の目的に賛同して入会を希望する者とする。

脱会は自由である。ただし、会費の精算はしない。

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 1 名

会 計 1 名

会計監査 2 名

幹 事 4 名

事務局長 1 名

顧 問 3 名

第7条（役員の仕事）

会長は本会を代表し、会の秩序を保持し、円滑に会の運営の進行に責任を持つ。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは任務を代行する。

会計は会費の管理を行う。会計監査は会計の状況を監査する。

幹事は事務のために、地区の連絡、調整をはかる。

第8条（顧問、相談役）

本会は、役員会の推薦により顧問または相談役を置くことができる。

第9条（役員を選出）

役員を選出は、総会において出席者の過半数の同意を得て選出する。

役員を選出により、会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査1名、幹事を決定する。

※ 会計監査は病院側がもう1名役員となる。

第10条（役員の任期）

役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第11条（総会）

定時総会は、年に1回開催する。なお必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第12条（禁止事項）

宗教・政治活動

参加者のプライバシーを侵害する言動

利目的での販売・斡旋・勧誘等の行動

会員の個人情報やプライバシーの無断公表

上記の4項は、患者会に関わる全ての者に適用される

第13条（規約の変更）

本会の規約を変更する場合は、総会の決議によるものとする。

第14条（雑則）

本規約に定めのない規約については、その都度役員会において狭義決定し、次の総会において承諾を得るものとする。

第15条（会報）

年2回発行する。

2000年4月16日作成

2008年1月17日改訂